

2022年2月21日

大阪地裁 グループホームのマンション利用  
「管理規約違反」の判決について（声明）

2022年1月20日、大阪市内にあるマンションの管理組合が、グループホームを運営する社会福祉法人に対して起こした裁判で、マンションの部屋を障害者グループホームとして使用してはならないとする判決が出された。

判決は、マンション内にグループホームがあることで、消防法の規定により、将来、管理組合がなすべき消防用設備の管理や防火対策に多大な負担がかかるおそれがあるために、マンションの各部屋をグループホームとして使用することは、他の入居者の共同の利益に反し、許されないとしたものである。

しかし、実際は、消防法令上の規制を免除する共同住宅特例が設けられており、現実にこのマンションも同特例により防火対象物点検義務は免除されているようである。ところが、判決は、将来的に、このマンションが同特例の要件に適合しなくなる危険があり、そうなれば消防用設備に伴う金銭的負担が生じるという理由で、管理組合の請求を認めたものとのことである。

このグループホームには、重度知的障害のある人が2戸に3人ずつ入居し、10年以上利用していた。社会福祉法人はこの判決に対して直ちに控訴をしたが、高裁でもこの判決が容認されることがあれば、このグループホームの利用者たちは、長年住み慣れた住居を失うこととなる。この6人は、10年以上もの間、マンションの住民の一員として平穩に暮らしてきたものである。それをなぜ、後からできた消防法上の規定を理由に、それも将来の危険という抽象的な理由で、このマンションから排除されなければならないのか。そのような結果は、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に逆行するもので、到底容認できるものではない。

自閉症スペクトラムを含む障害のある人が地域で暮らすためにはグループホームは不可欠である。とりわけ、親亡き後のことを考えると、住み慣れたマンションを引き続きグループホームとして利用したいと思っている自閉症スペクトラムのある人や家族が大勢いる。

当協会は、この判決の影響により、今後、グループホームがマンションなどでは行えなくなることを強く懸念する。

これまでも、地域でグループホームを建設しようとする、反対運動が起きてきた。反対の理由は、治安が悪くなる、風紀が乱れる、地価が下がるなど、客観的根拠のないものである。そして、それはグループホームの利用者のことを知らない、理解していないことで生じる漠然とした不安から生じる偏見に基づくものである。その結果

、わけのわからない人や物は地域から排除することが既存の自分たちの権利を守ることになり、安心であると考え。反対者の多くは、それは排除ではなく、自分たちの権利を守っただけだと主張し、それを差別であるとは思っていない。しかし、障害を理由として、あるいは障害に関連する事項を理由として、拒絶・排除・制限するものであるから、差別している側の意識の有無にかかわらず、障害を理由とした差別にほかならない。

自閉症スペクトラムの人たちやその家族は、これまでも上記のような偏見や差別に苦しめられてきた。当協会は、本件判決により、かかる偏見や差別が更に助長され、施設コンフリクトが加速されるのではないかと強く危惧してやまない。現在マンション内のグループホームを利用している多くの自閉症スペクトラムの人たちが、マンションから排除され、地域で暮らすことができなくなるような事態は決してあってはならない。当協会は、そうならないよう全力を挙げて取り組んでいく所存である。

無知・無理解から偏見が生まれ、偏見から差別が生まれる。よって、当協会は、自閉症スペクトラムの人たちが地域で排斥されることなく暮らせるよう、広くすべての国民が、自閉症スペクトラムについての正しい理解を深めることで、偏見や差別のない社会が構築されること、及びそれにより、障害の有無によって分け隔てられることなく自分らしく共に生きる社会となることを強く要望する。